

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和 2 年 1 2 月 1 4 日
午前 1 0 時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 5 号 令和 2 年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳出 4 款衛生費の内 1 項 5 目から 6 目及び 2 項、
5 款農林水産業費、6 款商工費、7 款土木費、
第 3 表債務負担行為補正 1 追加の内 (35) から (59)
- (2) 議案第 9 号 令和 2 年度八街市下水道事業会計補正予算について
- (3) 議案第 10 号 令和 2 年度八街市水道事業会計補正予算について

(開会 午前10時00分)

○角委員長

皆様、おはようございます。

日々、過酷な現場で新型コロナウイルスの対応などにあたってくださっている医療従事者、また、関係者の方々に深く感謝申し上げます。

また、執行部の皆様におかれましても、長引くコロナ禍に対してご尽力をいただき、誠にありがとうございます。引き続き、市民の不安に寄り添った丁寧な対応をお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に山田雅士委員、小川喜敬委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり3件です。

議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りします。

第1表歳入歳出予算補正の審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、款ごとに審査することに決定いたしました。

最初に、歳出4款衛生費の内、1項5目から6目及び2項について、提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順をお願いいたします。

○塚本環境課長

議案第5号、令和2年度一般会計補正予算書の29ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費についてご説明いたします。補正前の額に467万円を減額し、1億6千374万2千円とするものです。

一般職人件費235万9千円の減額につきましては、4月1日付の人事異動による給料、職員手当等及び共済費の減額補正でございます。また、職員手当は、期末手当支給割合減による減額でございます。

補正予算書30ページをご覧ください。

八富成田斎場費231万1千円の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金で、八富成田斎場運営費負担金の前年度との精算による額の確定による減額補正でございます。

続きまして、6目公害対策費についてご説明いたします。補正前の額に227万7千円を減額し、4千593万円とするものです。

一般職人件費227万7千円の減額につきましては、4月1日付の人事異動による給料、職員手当等及び共済費の減額補正でございます。また、職員手当は、期末手当支給割合の減による減額でございます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、補正予算書31ページをご覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費についてご説明申し上げます。補正前の額1億1千530万2千円から24万4千円を減額し、補正後の額を1億1千505万8千円にしようとするものです。

主な理由は、給与改定に伴う期末手当支給割合の減額による職員手当の27万4千円の減額及び標準報酬月額改定による共済費3万円の増額によるものでございます。

以上で4款衛生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○林（修）委員

30ページの、ただいま説明をいただきました八富成田斎場の負担金、これが確定したということによる、そのことについては分かりました。ただ、コロナになって、八富成田斎場の利用が今どうなっているか、ちょっと聞きたい。

○角委員長

答弁できますか。

大丈夫ですか。後ほどで。

ほかに質疑はありませんか。

○小澤委員

すみません。私も八富成田斎場のことですが、現在、八富成田斎場の空調が壊れていて、大変ご利用される方にとっては、これから冬場に向けて、大変過酷な状況だとお伺いしています。既に今年度予算で組まれているのかどうかというのを、すみません、確たることがないんですが、修繕の状況ですとか、めどというのが分かれば教えていただきたい。

○塚本環境課長

空調につきましては、今年の10月から、全館空調が停止しているような状況でございます。その間に、冬季に関しては、別途暖房器具を用意して部屋を暖めるということをお願いしております。また、待合室、式場、控室の空調に関しては、個別空調のため使用できるということになっております。

○小澤委員

ありがとうございます。

非常にこれから寒気が来て、寒い状況が続くということですので、ぜひ早期の設備改修に向

けて、改めてお声かけをいただければと思います。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出５款農林水産業費の提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○梅澤農業委員会事務局長

補正予算書３１ページをご覧ください。５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費についてご説明いたします。

補正前の額に１６１万７千円を減額し、補正後の額を６千７１３万９千円とするもので、これは、７月の農業委員・農地利用最適化推進委員改選後に予定していた農地利用最適化交付金の導入を見送ったことによる委員報酬の減及び職員手当のうち、時間外勤務手当の減と、期末手当支給割合の減、並びに共済費の増によるものです。

○相川農政課長

次に、３目農業振興費は、補正前の額から６億３千７８２万７千円を減額し、補正後の額を１１億１千４４７万５千円にしようとするものです。これは、全額、被災農業施設等復旧支援事業費で、昨年の台風により被害を受けた農業用ハウス等の修繕や建て替え、また、補強に対する補助金です。

減額の理由でございますが、予算編成時は事業者からの見積りが整わず、最大値の推計により事業費を積算し、概算での予算措置でありましたが、今回、事業者からの見積書が整ったこと、また、事業が進捗していることから、事業費が精査できましたので、施設の修繕や建て替えなどに係る補助金５億９千３９万円の減額及び施設の補強に係る補助金４千７４３万７千円を減額するものです。

以上で、５款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○角委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○林（修）委員

それでは、３１ページの農業振興費について、ちょっと確認というか、当初予算が１７億幾らですね。それで、今回、６億３千７８２万７千円減額なんですけど、おおよそ３６パーセントにあたるわけでしょう。結構大きい数です、これは、額がね。説明は分かりましたけれども、でも、これだけの減額になっていて、国等の助成等についての影響はないんでしょうか。そういうことは考えられないんですか。

○相川農政課長

確かに減額率がかなり大きいんですけれども、先ほど説明したとおり、当初、被害が甚大ということで、見積書もほとんど整わない状態で、最大値で推計いたしまして、予算要望を国、県に挙げていますので、その点については十分理解いただいていると思っております。

○林（修）委員

そういった影響がなければいいんですけど、ただ、これを作るときに、今説明があったように、整っていなかったとか、概算によるもので立てたということですから、そうすると、言い方が悪いんだけど、少し多めに見ちゃったと、こういうことになりますよね。

ですから、その辺は少しでも農家の方を助けたいというお気持ち、思いがおりだと思いうんですけれども、ただ、ちょっと結果的に少し大き過ぎたかなと。今後もしこういったことがあろうかと思いますが、あまり大きな減額はどうかというように考えますので、十分ご検討いただきたいというふうに思います。

それから、次のページの32ページに、今度は、被災農業施設等復旧支援事業の補助金で、4千743万円減額になっていますよね。これって、実際に申請はどれぐらいあって、現在のどの程度支払いができているのか、お伺いします。

○相川農政課長

補強部分だけだと、申請件数といたしまして36件ありまして、そのうち、今回6件の方が補強の方も完成しております。全体でいいますと、申請件数、復旧事業合わせまして、全部で34件となっております。そのうち、195件については農家の方から施設の方も完成しているということで、今調査を進めております。その後、補助金の方も、県の完了検査後に、補助金の支払いの方も順次進めているところでございます。

○林（修）委員

今、195件がそういった関係で何か助成できたというお答えでしたので、安心しましたけど、11月の話なので、ちょっとまた時間がたちましたけど、11月の初めの、市民の方から、暮れになって、いろいろ大変だと。年を越しちゃった、困ったなという声を聞いたものですから、その辺について申請があったところについては、できるだけ早く助成してあげてほしいなということで質問させていただきました。よろしくどうぞ。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出6款商工費の提案者の説明を求めます。

○富谷商工観光課長

それでは、引き続き補正予算書の32ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、補正前の額から8万円を減額し、

補正後の額を6千467万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費8万円の減額につきましては、期末手当支給割合の減による職員手当11万円の減及び標準報酬月額の変定による共済費3万円の増でございます。

以上で、6款商工費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○角委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出7款土木費の提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○中込道路河川課長

それでは、補正予算書の32ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費につきましてご説明いたします。1目土木総務費は、補正前の額から422万8千円を減額し、補正後の額を8千775万9千円とするものでございます。

一般職人件費422万8千円の減額につきましては、給料、職員手当、共済費で、4月1日付人事異動等及び期末手当支給割合の減による減額補正でございます。

続きまして、補正予算書33ページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費についてご説明いたします。1目道路橋りょう総務費は、補正前の額に2万5千円を増額し、補正後の額を1億4674万8千円とするものでございます。

一般職人件費2万5千円を増額につきましては、職員手当は期末手当支給割合の減による減額、共済費は標準報酬月額の変定による増額補正でございます。

○和田都市整備課長

続きまして、4項都市計画費について説明いたします。

初めに、1目都市計画総務費につきましては、補正前の額から115万8千円を増額し、補正後の額を1億6千25万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費115万8千円を増額につきましては、都市計画課10人及び都市整備課5人分の職員手当、共済費の、4月1日人事異動等による増額補正です。

次に、2目街路事業費につきましては、補正前の額に918万1千円を減額し、補正後の額を4千539万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費11万9千円を増額につきましては、6人分の給与、職員手当、共済費の4月1日人事異動等による増額補正です。

34ページをご覧ください。

都市計画道路3・4・3号八街神門線整備事業費930万円の減額につきましては、全額負担金補助及び交付金で、今年度、千葉県において路線測量等詳細設計を行いまして、街路事業費としまして、八街市、佐倉市の負担金計上をしておりましたが、道路事業として千葉県が事業費を負担することになったため、減額補正をするものでございます。

○飯田都市計画課長

続きまして、5項住宅費について説明いたします。引き続き、補正予算書34ページをご覧ください。

1目住宅管理費につきましては、補正前の額から282万9千円を減額し、補正後の額を6千873万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費282万9千円の減額につきましては、4人分の給与、職員手当、共済費の4月1日人事異動等による減額補正です。

以上で、7款土木費についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○桜田委員

34ページの土木費なんですけれども、今、都市計画道路3・4・3号線の負担金、これは説明の中で、県への負担の切替えというお話でしたけれども、これは全額なんですか。

○和田都市整備課長

はい。今回の930万円につきましては、大木の事業費が約5千400万円ありましたけれども、この事業費に、それぞれ市町村が負担する30パーセントというのが計算の率がございまして、その30パーセントの中を道路延長の案分ということで、佐倉市と八街市、八街市が700メートル、佐倉市が500メートルという形で、1千200メートル分の700メートルという案分率を掛けまして、930万円という負担額が出てまいりました。

こちらは、今年度につきましては、詳細設計と、あと、概略の測量の方を実施したところなんですけれども、この測量と設計につきましては、千葉県が全額負担するということになりましたので、八街市の負担金は来年度から実際の用地測量等に入ってしまった場合に、負担金が発生するということで、今年度については負担金が減額ということで、全額が減額になってございます。

○桜田委員

バイパスの今工事をやっていますけれども、基礎舗装ですか。これは1週間前に終わりましたけれども、私は年度内に供用開始というふうに理解しているんですけれども、市民の間では、現状を見て、やっぱり年度内とか年内という感覚がなかなか分かりづらいので、年内に開通するのという話があるんですけれども、スケジュールなんかが分かればお伺いしたいと思うんですが。

○和田都市整備課長

現在のところ、千葉県印旛土木事務所の方から、工事の進捗の状況につきまして報告を受けているところでは、年度内ということで、来年の3月末には工事が完了をするということで聞いてございます。

近隣の皆様には、年度内ではなくて、年内というような、そういうご理解もあるのかもしれませんが、その辺につきましては、土木事務所の方から近隣住民の皆様に、きちっと工事概要の説明等を周知していただくようお願いしてまいりたいと思っております。

○桜田委員

ちょっとバイパスの関係で危惧するところがありまして、お伺いしたいんですが、二区の方から降りてきますと、4車線で来ますよね、4車線で。大木の交差点を越えると3車線になるのかな。右折車線が多分入ると思うので、3車線になると思うんですが、二区の方から行って、いわゆるタイヨウの方に曲がる車線、これを直進しちゃうと、反対側は逆走する形になっちゃうんですね、現在見ていると。

その辺の設備を本当にきちんとしないと、あそこで正面衝突ということも考えられますので、その辺の検討をよく意思疎通をしていただいて、事故が起こらないようお願いをしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○和田都市整備課長

この辺につきましては、暫定2車線の供用ということで、土木事務所の建設課の方で十分協議をして進めてまいりたいということで聞いておりますので、再度印旛土木事務所の方には、工事の暫定の供用開始の箇所については十分注意するよう、協議の方を進めてまいりたいと考えております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第3表債務負担行為補正1追加の内(35)から(59)について、提案者の説明を求めます。

○塚本環境課長

一般会計補正予算書、第3項債務負担行為補正、7ページをご覧ください。

35、産業廃棄物不法投棄監視業務でございますが、廃棄物及び残土等不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄を早期に発見し、行為者及び排出事業者等を特定し、投棄物の撤去等、行政指導の円滑化を図るため、年間を通して業務委託するものです。限度額は15万8千4百円でございます。

○土屋クリーン推進課長

クリーン推進課の債務負担行為につきまして、ご説明いたします。

令和2年度八街市一般会計補正予算書の7ページの36、焼却施設及び最終処分場污水处理

施設用薬品購入から、9ページの58、缶類運搬処理資源化業務までの23業務を計上し、その限度額を定めるものであります。

それでは、7ページをご覧ください。

初めに、36、焼却施設及び最終処分場污水处理施設用薬品購入でございますが、これは、焼却施設及び最終処分場污水处理施設で使用する薬品を購入するもので、限度額は2千160万円でございます。

次に、37、クリーンセンター警備業務でございますが、管理棟及び焼却施設に係る警備を委託するもので、限度額は19万2千円でございます。

次に、38、クリーンセンター消防設備保安管理業務でございますが、消防法第17条に基づき、管理棟及び焼却施設の屋内消火栓等消防用設備の維持、点検を委託するもので、限度額は49万9千円でございます。

次に、39、クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務でございますが、電気事業法第43条第1項に基づき、主任技術者を選任し、受電設備等の維持及び保安管理を委託するもので、限度額は60万円でございます。

次に、40、焼却施設用ボイラー等保守点検整備業務でございますが、労働安全衛生法第41条第2項に定められた性能検査を受けるために、排熱ボイラー及び蒸気タービン、並びに附帯設備等の点検、整備を委託するもので、限度額は1億839万円でございます。本年度と比較し、約4千万円の減となっておりますが、ボイラー水管工事箇所が減によるものでございます。

8ページをご覧ください。

次に、41、クリーンセンター電気計装設備保守点検業務でございますが、焼却施設の中央監視盤や排出設備等に係る電気計装等の点検を委託するもので、限度額は623万7千円でございます。

次に、42、最終処分場污水处理施設維持管理業務でございますが、放流水の水質及び污水处理施設の各機器等、処理施設の機能を維持するための管理委託するもので、限度額が215万円でございます。

次に、43、一般廃棄物収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される可燃ごみ等の収集を委託するもので、限度額は1億8千322万8千円でございます。

次に、44、資源物古紙収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される古紙の収集を委託するもので、限度額は2千204万7千円でございます。

次に、45、粗大ごみ収集業務でございますが、粗大ごみの個別回収を委託するもので、限度額は184万8千円でございます。

次に、46、蛍光管及び電池収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される蛍光管及び電池の収集を委託するもので、限度額は375万9千円でございます。

次に、47、硬質プラスチック処理業務でございますが、硬質プラスチック再資源化を委託するもので、限度額は462万円でございます。

次に、４８、不燃物、びん処理業務でございますが、びんの再資源化を委託するもので、限度額は９２１万９千円でございます。

次に、４９、焼却飛灰等処理業務でございますが、焼却に伴い発生する飛灰、ばいじんの処理を委託するもので、限度額は２千７０２万３千円でございます。

次に、５０、蛍光管及び使用済電池処理業務でございますが、蛍光管及び乾電池等の再資源化を委託するもので、限度額は２７９万１千円でございます。

９ページをご覧ください。

５１、焼却灰収集運搬処理業務でございますが、焼却に伴い発生する主灰の処理を委託するもので、限度額は６千３３５万円でございます。

次に、５２、容器包装プラスチック類中間処理業務でございますが、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づき、プラスチック製容器包装を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すにあたり、不純物の除去や圧縮、梱包の中間処理を委託するもので、限度額は１千６０３万８千円でございます。

次に、５３、焼却処理施設保守点検業務でございますが、焼却処理施設の持続的な運転を行うための保守点検及び不良箇所の整備を含むもので、限度額は５千１０２万円でございます。

次に、５４、環境調査測定業務でございますが、焼却灰や煤煙、汚水処理汚水施設からの放流水などの調査を委託するもので、限度額は６４５万円でございます。

次に、５５、処分場内整備用備品等の賃借料でございますが、最終処分場で使用する敷き鉄板４０枚を賃借するもので、限度額は４５万円でございます。

次に、５６、破袋処理業務でございますが、金物、小型家電、硬質プラスチック等再生ごみの破袋、分別を行うもので、限度額は２３３万５千円でございます。

次に、５７、小型家電処理業務でございますが、小型家電リサイクル法に基づき、国の認定を受けた事業者により再資源化を委託するもので、限度額は８１４万円でございます。

次に、５８、缶類運搬処理資源化業務でございますが、缶類の再資源化の中間処理を委託するもので、限度額は３０５万６千円でございます。

○中込道路河川課長

続きまして、５９番、泉台調整池自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和２年度から３年度まで、限度額を１８万５千円に設定するものでございます。

これは、泉台地区調整池に設置しております自家用電気工作物について、保安管理業務の継続性を図るため、事前に契約の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の設定をするものでございます。

以上、第３表債務負担行為補正の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

○塚本環境課長

先ほど林委員から質問がありました、八富成田斎場のコロナ禍における利用ということですが、火葬件数で見えますと、今年の1月から8月まで、八街市分の火葬件数は479件となっております。前年の1月から8月までの火葬件数は531件となっておりますので、比較すると、今年度は52件の減となっております。

○角委員長

林委員、いいですか。

○林（修）委員

分かりました。ありがとうございます。

○角委員長

それでは、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○角委員長

起立全員です。議案第5号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

それでは、議案第9号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算第2号についてご説明いたします。補正予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条、業務の予定量の補正ですが、汚水整備事業につきまして、既決予定額から26万2千円減額し、9千446万円にしようとするものです。

次に、第3条、収益的収入及び支出ですが、第1款下水道事業費用につきまして、既決予定額に3千円増額し、補正後の額を7億5千981万6千円に改めようとするものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出ですが、中段の第4条の括弧書きについてですが、補正後の資本的収支に財源不足につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4千300万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額358万1千円、引継金4千168万4千円、当年度分損益勘定留保資金1億3千399万7千円及び当年度利益剰余金処分量6千374万6千円で補填することに改めようとするものです。

次に、1 款資本的支出につきまして、既決予定額から 2 6 万 2 千円減額し、補正後の額を 4 億 4 千 8 百 3 3 万 4 千円にしようとするものです。

2 ページに参りまして、第 5 条、債務負担行為についてですが、公共下水道施設の維持管理に関するもの 4 件でございます。

管理施設の異常、または緊急時の対応につきましては、年間を通して行う必要があることから、令和 3 年 4 月 1 日から業務を開始したいので、令和 3 年 3 月中までに入札を執行するため、限度額を定め、債務負担行為を追加するものでございます。

債務負担行為の期間につきましては、それぞれ令和 2 年度末から、令和 3 年度でございます。各事項及び限度額についてご説明いたします。

下水道汚泥中間処理業務は、公共下水道維持管理業務等において、汚水管渠や汚水マンホールポンプの清掃時に生じる汚泥を中間処理業者に処理を委託するもので、限度額は処分する汚泥の量に、1 トン当たり 3 万 8 千 5 百 0 0 円を乗じて得た額でございます。

公共下水道維持管理業務は、汚水マンホールポンプ 9 基等の保守点検及び清掃、並びに発生汚泥の運搬等費用でございまして、限度額は 4 4 6 万 6 千円でございます。

大池調整池維持管理業務は、調整池の雑草除去や土砂の浚渫等の費用として、限度額は 5 5 9 万 9 千円でございます。

マンホールポンプ緊急通報装置保守業務は、汚水マンホールポンプ 2 か所分の緊急通報装置保守費用として、限度額は 5 万 3 千円とそれぞれ定め、債務負担行為を追加しようとするものです。

次に、第 6 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費についてですが、予算第 8 条に定めた職員の給与費につきまして、既決予定額から 6 4 万 7 千円減額し、補正後の予算額を 8 千 5 百 3 9 万 8 千円に改めようとするものです。

次に、第 7 条、利益剰余金の処分ですが、予算第 1 0 条に定めた額から 2 6 万 2 千円減額し、6 千 3 百 7 4 万 6 千円に改め、資本的収支の財源不足に補填しようとするものです。

それでは、収益的収入及び支出について、科目ごとに説明いたします。

5 ページの実施計画書をご覧ください。

初めに、支出、1 款下水道事業費用、1 項営業費用につきましては、既決予定額から 3 8 万 5 千円減額し、補正後の額を 6 億 8 千 4 百 5 万 7 千円にしようとするものです。これは、3 目総係費における期末手当支給率の改定に伴う職員給与費の減によるものです。

次に、2 項営業外費用につきましては、既決予定額に 3 8 万 8 千円増額し、補正後の額を 6 千 5 百 4 万 4 千円にしようとするものです。これは、3 目消費税及び地方消費税は、消費税等納税予定額の再算定により、3 8 万 8 千円を増額するものです。

6 ページに参りまして、資本的収入及び支出ですが、支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費につきまして、既決予定額から 2 6 万 2 千円減額し、補正後の額を 1 億 4 千 9 百 3 0 万 3 千円にしようとするもので、2 目汚水管渠建設改良費において、期末手当支給率の改定に伴う建設部門の職員給与費の減によるものです。

以上で、令和２年度八街市下水道事業会計補正予算第２号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○桜田委員

それでは、２ページなんですが、債務負担行為５条の中のマンホールポンプ緊急通報装置保守業務なんですが、これは、地形によって、やはりポンプアップをしなければいけないところのポンプなんですか、これは。

○中村下水道課長

こちらにつきましては、今、委員さんがおっしゃるとおり、マンホールポンプという形で低いところから、一時高いところへ持ち上げるための、ポンプアップするための施設でございます。

○桜田委員

これは、現在、八街は何か所あるんですか。

○中村下水道課長

現在、八街市では９か所ございまして、ただ、今回、維持管理というか、緊急通報装置という形で、２か所分ということで上げさせていただいておりますが、今までのほかの７か所につきましては、旧来と申しましうか、古いシステムでございまして、電話回線を使って、ポンプが停止しているという状況が業者に発報されることになるんですけども、今回のこの２基につきましては、もう少し新しい機器に変わっておる部分がございまして、これにつきましては、パソコンとかスマートフォンに、今の状況がもっと細かく発報される形態になってございます。

今までの７か所については、単なる電話の通信だけなんですけれども、今回の緊急装置につきましては、中にスマートフォンみたいな形のものがついておって、それが発報される形になる、もしくはこちらから見に行くこともできる。これは、業者以外の職員も見ることができるようになりましたので、そのシステム使用料と申しましうか、通信料込みのシステムの保守、これを含めたものがその２か所ということで、今回、保守点検業務として上げさせていただいております。

○桜田委員

このポンプの電源はどうなっているんですか。東京電力、それとも非常用電源みたいなものがあるんですか。

○中村下水道課長

ポンプの電源は、基本的には東京電力から引いておる形なんですけど、停電の際には非常用電源、発電機等を使って個々に通電するような形となっております。

○桜田委員

上水道の場合は非常電源もあるんでしょうけれども、電源が止まれば、即断水ということで、

大きな影響が出るんですけれども、これは下水道の場合は、ある程度の時間は影響を抑えられるのかなと思うんですが、その辺、例えばうちの50件ぐらいの団地があるんですけれども、マンホールの容量からすれば、1日はほっぽっておけないのかなと思いますけれども、その辺はどのようなになっているんですか。

○中村下水道課長

こちらにつきましては、その場所と申しましうか、背負っているエリアと申しますか、この件数によって異なってまいります、先ほど委員さんのおっしゃる大木のマンホールポンプにつきましては、1日は十分止まった状態でも可能でございます。早いところでは、2時間ぐらいでいっぱいになっちゃうところもあるんですけれども、そういう意味では、長いところだと3日ぐらい大丈夫というところもございます。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第9号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○角委員長

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、収入支出について提案者の説明を求めます。

○海保水道課長

それでは、議案第10号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算第2号についてご説明いたします。補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款水道事業収益につきましては、既決予定額に1千820万9千円を増額し、12億3千393万3千円としようとするものです。

次に、支出、第1款水道事業費用につきましては、既決予定額に1千622万円を増額し、10億8千467万9千円としようとするものです。

内訳ですが、5ページの実施計画書をご覧ください。

令和２年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出ですが、収入、第１款水道事業収益、第２項営業外収益、第２目他会計補助金を９８１万３千円増額するもので、営業対策費及び児童手当に係る補助金の収入増によるものです。

次に、第３目補助金を８３９万６千円増額するもので、千葉県市町村水道総合対策事業補助金の収入増によるものです。

次に、支出、第１款水道事業費用、第１項営業費用、第２目配水及び給水費を１千８２７万１千円増額するもので、修繕費の増額によるものです。

次に、第４目総係費を５万円減額するもので、人事院勧告による人件費の減額によるものです。

次に、第５目減価償却費を２００万１千円減額するもので、令和元年度の有形固定資産が確定したことにより減額するものです。

１ページにお戻りください。

第３条、資本的収入及び支出ですが、支出、第１款資本的支出につきましては、既決予定額に８万２千円を増額し、３億１千８３５万１千円としようとするものです。

内訳ですが、６ページの資本的収入及び支出をご覧ください。

支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費、第２目施設費を８万２千円増額するもので、法定福利費が増えたことによる人件費の増額でございます。

２ページにお戻りください。

第４条、債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額をそれぞれ定めるものです。

上水道水質検査業務及び消毒用次亜塩素酸ナトリウム購入につきましては、安心して水道を利用していただくために、浄水及び原水の水質検査業務委託、並びに原水の消毒に使用する薬品の物品購入を行うものです。

次に、給配水管等修繕業務委託につきましては、緊急の漏水修繕工事が発生した場合、迅速に対応してもらうための業務委託です。

次に、漏水調査業務につきましては、地表に現れない漏水を早期に発見するための業務委託です。

それぞれの業務は来年４月より実施する必要があることから、今回、債務負担行為をお願いするものです。

第５条、議会の議決を経なければ流用できない経費でございますが、これは、予算第９条中に定めた職員給与費の既決予定額に４万３千円を増額し、８千２３７万８千円としようとするものです。

第６条、他会計からの補助金でございますが、これは、予算第１０条中に定めた営業対策費及び児童手当に要する経費として、一般会計から補助を受ける金額を９８１万３千円増額し、１億７千６２万５千円としようとするものです。

以上で、議案第１０号、令和２年度八街市水道事業会計補正予算第２号について説明を終わ

らせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○角委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○山田委員

それでは、1点だけお伺いいたします。

5ページの支出、1款1項2目の配水及び給水費の修繕費とありますが、この修繕はどのような内容なのかをお聞かせください。

○海保水道課長

こちらの修繕につきましては、榎戸配水場に埋設されておりますDIP管400ミリからの漏水が発生しており、こちらの方を早急に修理するための経費として計上させていただきました。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第10号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了いたしました。

経済建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時54分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員